

# ○構造改革特別区域法施行令（抄）

平成十五年三月二十六日  
政令第七十八号

〔平成二十一年政令第三百三十六号による改正前のもの〕

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の特例に係る  
委託事務）

第二条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第十一条第一  
項第十号の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 収容の開始に際して行う被収容者の指静脈の情報（個人の識  
別のために用いられる電子計算機の用に供するための指静脈の  
画像情報をいう。）の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法そ  
の他人の知覚によつては認識することができない方法をい  
う。）による採取の実施
- 二 受刑者の改善指導又は教科指導に関する講習、講話その他こ  
れらに類する事務の実施

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例に係  
る公的医療機関開設者等）

第三条 法第十一条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる者  
とする。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項第  
二号から第八号までに掲げる者及び同条第七項に規定する独立  
行政法人
- 二 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項  
に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法

律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び  
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定す  
る学校法人

三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規  
定する社会福祉法人

四 公益社団法人及び公益財団法人